

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現状

① 地域の概要・立地

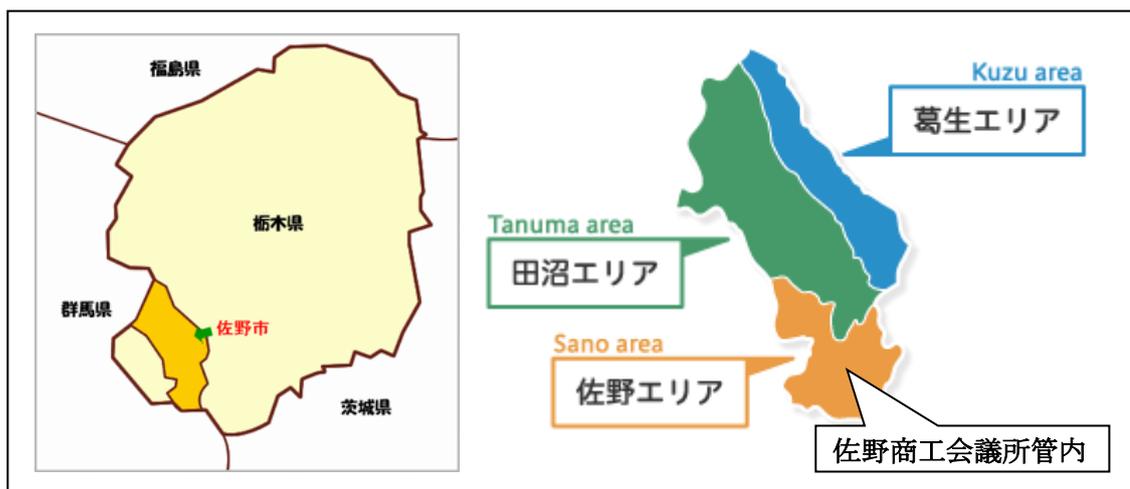
佐野市は、東京中心部から70km圏内の距離にあり、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置している。

総面積は356.04km²で、東は栃木市、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て、鹿沼市、群馬県みどり市と接している。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっている。

平成17年2月28日に旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の1市2町の合併によって現在の市域になった。

佐野市内には佐野商工会議所と佐野市あそ商工会の2つの団体があり、合併前の旧佐野市エリアを佐野商工会議所、旧田沼町・旧葛生町エリアを佐野市あそ商工会が担当している。



② 地域の自然災害リスク

<洪水：佐野市洪水・土砂災害ハザードマップ、佐野市地域防災計画>

佐野市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和2年6月発行)によると、市内を流れる渡良瀬川、秋山川、旗川などが氾濫した際は、佐野商工会議所管内の佐野地区、堀米地区、旗川地区、赤見地区で0.5m～3m未満の浸水被害が想定される。また、犬伏地区、植野地区、界地区、吾妻地区では5.0m～10m未満の浸水被害が予想されるなど、多大な被害が発生するおそれがある。

<土砂災害：佐野市洪水・土砂災害ハザードマップ、佐野市地域防災計画>

佐野市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和2年6月発行)によると、土砂災害の危険性が高い場所は、田沼・葛生エリアの中山間地をはじめ、佐野商工会議所管内においても数多く存在する。

<地震：地震ハザードステーション（J-SHIS）、佐野市地域防災計画>

地震ハザードステーション（J-SHIS）の地震ハザードカルテ 2020 版によると、今後 30 年間で、当地域で発生する地震の確率を、震度 5 弱が 98.3%、震度 5 強が 68.3%、震度 6 弱が 17.2%、震度 6 強が 1.4%と予測している。

また、佐野市の「防災アセスメント調査」（平成 17 年実施）では、『銚子－柏崎構造線』を震源とした M7 の地震による被害想定をしており、当地域における被害想定を下記のとおり示している。

1. 建物被害

想定地震に対する建物の「ゆれによる被害」と「液状化による被害」は次のとおりである。ゆれによって被害を受けた建物が液状化被害を受ける場合もあるが、本結果は「ゆれ」と「液状化」の影響を独立して想定したものである。

地域（旧市町）ごとの建物被害棟数と被害率（単位：棟）

地域（旧市町）	全壊（ゆれ+液状化）		半壊（ゆれ）		一部損壊（ゆれ）	
佐野地域	2,802	5.42%	4,042	7.82%	15,038	29.1%
田沼地域	14	0.06%	238	1.07%	3,218	14.5%
葛生地域	0	—	21	0.16%	1,099	8.34%
合計	2,816	3.23%	4,301	4.93%	19,355	22.2%

2. 人的被害

人的被害の想定結果は次のとおりである。死者数は全体で 103 人であるが、その全ては佐野地域である。負傷者数、避難人口もほとんどは佐野地域で発生する。

佐野地域における建物全壊棟数分布（ゆれ）と避難人口分布は類似しており、群馬県南東部を震源とする地震では、佐野地域の中心部と、渡良瀬川に近い集落に被害が集中する。

その結果、地震火災は発生しないが、約 2,800 棟の建物が全壊し、103 人の死者及び約 7,000 人の避難人口が発生する。ただし、上水道の供給が止まり、被害を受けなかった市民が飲料水や生活用水に困るようになった段階で避難人口は増加する可能性が高い。

地域（旧市町）ごとの人的被害量（単位：人）

地域（旧市町）	死者数		負傷者数		重傷者数		避難人口	
佐野地域	103	0.123%	676	0.806%	24	0.029%	6,956	8.29%
田沼地域	0	—	1	0.004%	0	—	201	0.708%
葛生地域	0	—	0	—	0	—	8	0.069%
合計	103	0.083%	677	0.546%	24	0.019%	7,165	5.78%

<雪 害：佐野市地域防災計画>

当地域においては、例年 5～10 cm 程度の降雪が数回あるが、平成 26 年 2 月には 2 回にわたる大雪に見舞われ、市内において降雪による多くの混乱がもたらされた。雪害による停電や断水、都市機能の阻害、交通の途絶、孤立など、人的・物的被害がもたらされるおそれがある。

<突風災害：佐野市地域防災計画>

当地域においては、令和元年 7 月 27 日に植野地区・佐野地区で発生した突風災害を始め、同年 9 月 10 日にも赤見地区で突風災害が発生し住家やカーポート、フェンス、自動車などの損壊があった。竜巻などの突風による被害を最も受けやすいのは屋根であり、屋根が浮き上がり大規模に損壊した場合には、建物内部を破壊するなど、重大な損壊へつながる可能性がある。

<その他：佐野市の令和元年東日本台風記録誌（中間報告）>

令和元年東日本台風においては、秋山川の決壊などにより広い範囲で浸水被害が発生し、人的被害のほか、住家、公共インフラ、商工業、農業など多くの産業基盤に甚大な被害を及ぼした。浸水被害は、令和2年10月1日時点で、被害棟数床上浸水が1,767件、床下浸水2,055件が確認されている。

地球温暖化により、短時間強雨や局地的豪雨の増加による浸水や河川の氾濫リスクの増大が懸念される。

③ 感染症のリスク

感染症が流行した場合、以下のようなリスクが想定される。

- ・人同士のコミュニケーションが制限され、人の移動が滞ることで、生産活動や物流が停滞し、物資の不足が生じる。
- ・人の移動の制限や物資の不足に伴ってサプライチェーンが寸断され、需要の停滞と並行して生産活動が低迷する。
- ・人同士が接点を持つ対面サービスの需要の急減、物についても耐久財などの需要が急減し、その需要の減少が輸出・生産の大幅な減少をもたらす需要と供給の低迷が生じる。
- ・従業員や取引先の人の健康が害されるリスクがあるほか、出社や働き方が制限されることで業務に支障が生じる。

④ 商工業者の状況

- ・商工業者数 4,321人
- ・小規模事業者数 3,310人

業種	商工業者数		備考（事業所の立地状況等）
	商工業者数	小規模事業者数	
建設業	413	393	地域内に分布
製造業	588	468	地域内に分布
卸売業・小売業	1,278	835	主に市街地に分布
飲食・サービス業	1,299	1,006	主に市街地に分布
その他	743	608	運輸、金融、不動産、教育、医療等
合計	4,321	3,310	

（平成28年経済センサス活動調査）

⑤ これまでの取組

1) 佐野市の取組

- ・佐野市地域防災計画、佐野市水防計画、佐野市国土強靱化地域計画の策定
- ・佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・佐野市洪水・土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップの作成
- ・避難行動要支援者避難支援制度、地域防災士育成に伴う補助制度の創設
- ・防災行政無線放送、佐野市防災・気象情報メールなどによる災害情報の発信
- ・佐野市総合防災訓練、水難救助訓練等の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 佐野商工会議所の取組

- ・台風19号に伴う栃木県中小企業グループ施設等復旧整備補助事業において復興支援グループを形成し被災事業所の復興を支援
- ・会員被災情報の収集
- ・緊急相談窓口を通じ、地域商工業者へ情報の提供

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCPに関する国の施策の通知
- ・各損害保険会社と連携した損害保険等への加入促進
- ・当所職員を対象とした災害時対応・事業継続対応（BCP）研修会の実施
- ・佐野市が実施する防災訓練などへの参加及び協力
- ・佐野市あそ商工会との連携強化
- ・防災備品（懐中電灯、非常食、飲料水等）の備蓄

（2）課題

- ・当地域は自然災害が少ない土地柄と言われてきたが、令和元年東日本台風では甚大な被害を受けた。実際、被災に見舞われた事業所では、事前対策の必要性を認識し、新たな対策が図られているが、非被災事業所については、事前対策の取組が十分ではなく、事前対策の前提となるリスクや対策の必要性を認識することが重要である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症は、常に隣り合わせであり、飲食・小売・サービス業、観光関連産業、製造業などの幅広い業種に深刻な影響を及ぼす可能性がある。感染症に起因するマイナスの影響は、想定以上になる恐れがあるため、いち早く感染症リスクに配慮した支援体制を構築する必要がある。
- ・当所が平成30年3月に制定した「災害時対応・事業継続対応（BCP）」マニュアルには、緊急時における佐野市との連携が明確化されていないので、機動的な対応が取れるよう整える。また、感染症によるリスクを考慮し、同マニュアルの内容を随時見直す必要がある。
- ・事前の備えや緊急時の対応を迅速・的確に行うにあたり、職員の資質向上を図るとともに平常時においても指導的役割を果たす職員の育成が必要である。

（3）目標

大規模自然災害や感染症拡大などの緊急事態に対して、当地域の小規模事業者がリスク軽減のための事前の備え、事後の早い復旧や事業継続を図ることができるよう、次の目標を掲げ、佐野市地域防災計画などをもとに佐野市と当所が一体となって取り組む。

- ・地域内の小規模事業者を対象に災害対策に関するセミナーや相談会を開催し、佐野市が提供するハザードマップなどを活用した、事業活動に影響を与える災害リスクなどについて認識を高める。
- ・損害保険の加入などの自然災害が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や、対策の普及啓発、事業継続力強化計画をはじめとしたBCP計画の策定支援を強化する。
- ・災害発生時に事態の推移に応じて速やかに対応が行えるよう、平時から組織体制の実効性を確保し、佐野市や関係機関と情報を共有しながら連携体制の構築により対応力の向上を図る。
- ・災害などが発生した場合は、地域内の商工業の被害状況を迅速に把握するとともに、佐野市や関係機関と情報を共有することにより、災害時における防災体制の強化を図る。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

① 事前の対策

1) 管内事業者に対する事業継続リスクの周知

- ・職員の窓口対応や巡回指導時に、ハザードマップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業継続や復旧への対応、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用など）について説明する。
- ・当所の会報「さの商工ニュース」や佐野市の広報誌、ホームページやSNSなどにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、関連する保険制度の概要、セミナーなどの周知を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）の策定の推進や、行政の施策の紹介、損害保険の紹介などを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症の対策として、事業者へマスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策などを提供する。

2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・事業者BCP策定の際は、栃木県BCP策定支援プロジェクト事業などを活用し個社支援に取り組む。

3) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成30年3月に事業継続計画（BCP）を作成済み（別添）。平成31年4月に一部を改定。

4) 関係団体等との連携

- ・栃木県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、BCP策定の普及啓発セミナーや個別相談会を開催する。合わせて災害に備えた損害保険の紹介も行う。
- ・両毛五市商工会議所（佐野・足利・太田・館林・桐生）のネットワーク会議において、事業継続計画策定に関する情報交換や研修会を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介なども実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

5) フォローアップ

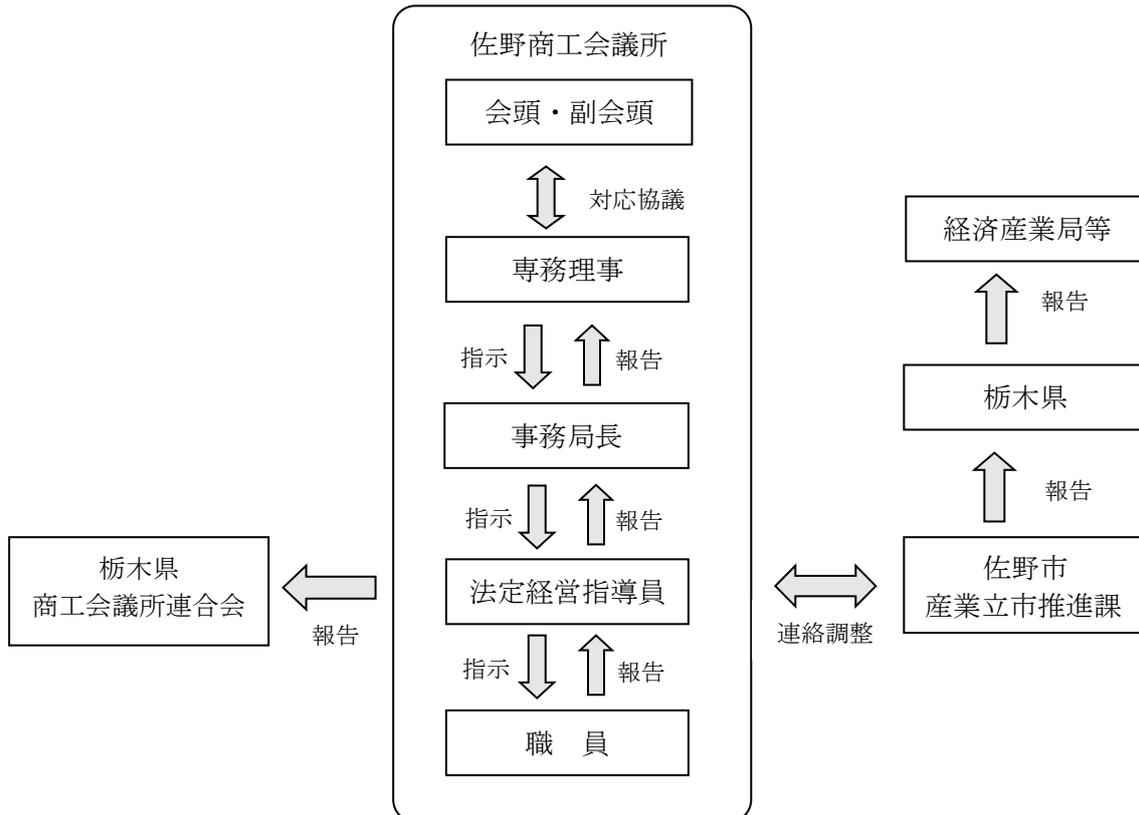
- ・管内事業者の事業者BCPなどへの取組状況を確認する。
- ・令和元年東日本台風の被災事業所で構成する栃木県グループ補助金（復興支援グループ）に参画する事業所を中心にBCP策定の取組状況を把握し、専門的な支援が必要な場合は、公的専門家派遣制度や専門機関と連携し支援を行う。

6) 訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、佐野市との連絡ルートの確認などを行う（訓練は必要に応じて実施する）。

② リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



③ リスク発生時の対応

I 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、人命安全確保を最優先とし以下の手順で対応する。なお、大規模災害発生を目安は以下の通りである。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度5強以上の揺れが観測された場合
- ・その他：事象にかかわらず、ある事象が発生し、人命にかかわるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・当所の災害時対応マニュアルに則り、安否確認実施責任者（又はその代行者）が安否確認を実施し、確認結果の取りまとめを行うとともに、安否確認結果をもとに勤務可能な人員の把握を行う。
- ・報告を受けた事務局長（又はその代行者）もしくは法定経営指導員は、佐野市へ被害状況を報告するとともに佐野市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業所の被害状況の確認

- ・佐野市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。また、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により会員事業所の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・佐野市と当所は、以下の間隔で被害情報などを共有する。なお、情報共有は、本計画の申請ガイドライン栃木県版で示された実態調査票（様式1）又は任意様式を用いて行う。

発生後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・佐野市と当所とで情報を共有した上で、佐野市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当所においては栃木県商工会議所連合会（以下「県連合会」）が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3）と同様の様式で行う。

II 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいなどの徹底を行う。
- ・佐野市で取りまとめた「佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザなど対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐野市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策などについて事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・佐野市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話、アンケート調査などにより管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、佐野市と当所とで情報を共有した上で、佐野市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

④ 被害事業者に対する支援

1) 応急対策等の支援

- ・相談窓口の開設方法については、必要に応じて佐野市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、佐野市などの施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、佐野市などの施策）を周知する。
- ・災害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを栃木県・県連合会などに相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

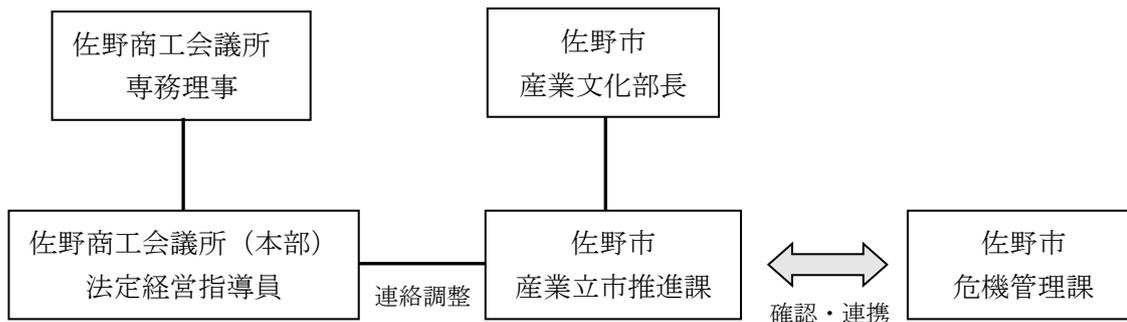
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年4月現在)

(1) 実施体制



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 奈良 光浩 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 連絡先

①佐野商工会議所 中小企業相談所 経営支援課

〒327-0027 栃木県佐野市大和町 2687-1
TEL : 0283-22-5511 / FAX : 0283-22-5517
E-mail : s-cci@sanocci.or.jp

②佐野市 産業文化部 産業立市推進課 産業立市推進係

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地
TEL : 0283-20-3040 / FAX : 0283-20-3029
E-mail : sangyou@city.sano.lg.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340
E-mail : shienshitsu@pref.tochigi.jg.jp

②栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3 丁目 1 番 4 号

TEL : 028-637-3725 / FAX : 028-632-9092

E-mail : info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じる場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 広報費	50	50	50	50	50
・ その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、佐野市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>栃木県火災共済協同組合 理事長 福田 徳一 〒320-0806 宇都宮市中央3丁目1番4号 県産業会館6階 TEL 028 (637) 3730/FAX 028(651)5110</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社 栃木支店小山支社 支社長 三浦 信明 〒323-0022 小山市駅東通り2丁目37番3号 三共小山ビル6階 TEL 0285(22)1569/FAX 0285(22)1999</p> <p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 栃木支店両毛支社 支社長 飯田 邦彦 〒327-0831 佐野市浅沼町898 磯貝ビル4階 TEL 0283(27)2061/FAX 0283(21)1250</p>
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県中小企業グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の共同事業に伴うセミナー、ワークショップの開催 ・自然災害などのリスクに対応した各種保険・共済制度、事業者BCP関連の損害保険の周知 ・事業者BCPの推進のためのセミナー、個別相談会の開催 ・事業者BCP策定支援
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・防災に係るセミナー、ワークショップの共同開催および講師の派遣 ・各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明 ・事業者BCP策定に関する相談・助言、BCPフォローアップ支援 ・当所職員に対する保険の基礎知識の提供
連携体制図等
<p>セミナー等の共催・協力、講師派遣</p> <p>佐野商工会議所</p> <p>相談</p> <p>情報提供 計画策定支援</p> <p>・栃木県火災共済協同組合 ・東京海上日動火災保険(株) 栃木支店小山支社 ・あいおいニッセイ同和損害保険(株) 栃木支店両毛支社</p> <p>保険・共済加入手続き、災害時被害調査</p> <p>小規模事業者等</p>